

令和7年5月12日
子ども・若者部
教育委員会事務局

世田谷区における第1子保育料等無償化の取り組みについて

(付議の要旨)

認可保育所等での第1子保育料の無償化、認可外保育施設等利用者への保育料補助の拡充および給食費の無償化の実施を決定する。

1. 主旨

区は、東京都の第1子保育料等無償化に伴う補助金の拡充を受け、子育て支援の一層の拡充を図るため、認可保育所等の保育料を無償化するとともに、認可外保育施設等利用者に対し、無償化相当分として8万円を上限に補助を拡充する。また、一部が利用者負担となっている給食費を無償化する。

2. 保育料無償化・補助の拡充

(1) 認可保育所等保育料の無償化

【保育料歳入▲1,326,851千円、都補助歳入1,990,732千円（都負担公立1/2・私立10/10）、歳出86,115千円】

都補助の拡充内容に合わせ、0～2歳児クラスの住民税課税世帯の第1子保育料を無償化する。これにより、認可保育所等に通う区内在住の全児童の保育料が無償化となる。

(2) 認可外保育施設利用者への保育料補助の拡充

認可外保育施設については、認証保育所の月額保育料上限額（0～2歳クラスは80,000円、3～5歳クラスは77,000円）を基準に、各施設に応じて都の補助額が改正される。

これを受け、区としては国の無償化制度をふまえた都補助の拡充内容に加え、認可保育園との利用者負担の公平性、認可外保育施設利用者間での補助支給額の格差是正のため、一部区独自加算を実施することにより、子どもの出生順や所得階層に関わらない補助金額にするとともに、各施設に応じた上限額を拡充する。

①認証保育所

【歳出228,060千円（歳入185,063千円 都補助1/2・10/10、一部区単独）】

保育の必要性の認定がある児童については、これまで月額67,000円としていた0～2歳児クラスの住民税課税世帯の第2子以降の児童の補助金額を第1子まで拡充し、全クラス上限80,000円に増額する。

また保育の必要性の認定がない児童については0～2歳児クラスを上限52,000円、3～5歳児クラスを上限43,000円に増額する。

◎現状

0～2歳クラス年齢

税区分	認定区分	契約保育時間	第1子	第2子以降
非課税世帯	認定あり	月極48時間以上契約	月額上限 6.7万	
	認定なし		月額上限 2.5万	
課税世帯	認定あり		所得に応じた補助 0～4万	月額上限 6.7万
	認定なし		所得に応じた補助 0～2.5万	月額上限 5.2万

◎拡充後の区の補助額

第1子以降
月額上限 8万
月額上限 5.2万 (区単1.4万)
月額上限 8万
月額上限 5.2万

3～5歳クラス年齢

区分			第1子	第2子以降
非課税世帯	認定あり		月額上限 5.7万	
課税世帯	認定なし		所得に応じた補助 0～2万	

第1子以降
月額上限 8万 (区単0.3万)
月額上限 4.3万 (区単0.3万)

②保育室、保育ママ

【歳出 2,463 千円 (歳入 1,196 千円 都補助 1/2・10/10、保育ママ区単独)】

月額基本保育料となる保育室 45,000 円、保育ママ 25,000 円としてきた補助金額を第1子まで拡充する。

◎現状

0～2歳クラス年齢

税区分	第1子	第2子以降
非課税世帯	保育室4.5万 保育ママ2.5万	保育室4.5万 保育ママ2.5万
課税世帯	所得に応じた補助	

◎拡充後の区の補助額

第1子以降
保育室4.5万 保育ママ2.5万 (区単2.5万)

③企業主導型保育施設 (※企業が国からの助成を受けて設置・運営する施設)

【歳出 187,565 千円 (歳入 176,995 千円 都補助 1/2、10/10、区単独)】

これまで月額 25,000 円もしくは 20,000 円としてきた第2子以降の補助金額を第1子まで拡充し、0～2歳児クラスを上限 38,000 円、3～5歳児クラスを上限 30,000 円に増額する。

◎現状

0～2歳クラス年齢

税区分	第1子	第2子以降
非課税世帯 ・ 課税世帯	補助対象外	月額上限 2.5万

◎拡充後の区の補助額

第1子以降
月額上限 3.8万

3～5歳クラス年齢

税区分	第1子	第2子以降
非課税世帯 ・ 課税世帯	補助対象外	月額上限 2万

第1子以降
月額上限 3万 ※

※給食費相当分0.3万を含む

④事業所内・院内保育施設

【歳出 770 千円（歳入 749 千円 都補助 1/2・10/10、一部区単独）】

保育の必要性の認定がある児童については、これまで月額 27,000 円としてきた 0～2 歳児クラスの住民税課税世帯の第 2 子以降の補助金額を第 1 子まで拡充し、全クラス上限 80,000 円に増額する。

◎現状

0～2 歳クラス年齢

税区分	第 1 子	第 2 子以降
非課税世帯	月額上限 6.7 万	
課税世帯	補助対象外	月額上限 2.7 万

◎拡充後の区の補助額

第 1 子以降
月額上限 8 万

3～5 歳クラス年齢

税区分	第 1 子	第 2 子以降
非課税世帯 ・ 課税世帯	月額上限 5.7 万	

第 1 子以降
月額上限 8 万（区単 0.3 万※）

※給食提供園に限る

⑤ベビーホテル・その他の認可外保育施設

【歳出 337,029 千円（歳入 251,219 千円 都補助 1/2・10/10、一部区単独）】

保育の必要性の認定がある児童については、これまで所得等に応じて月額 27,000 円から 67,000 円としてきた 0～2 歳児クラスの住民税課税世帯の第 2 子の補助金額を第 1 子まで拡充し、全クラス上限 80,000 円に増額する。併せて、地域の保育の受け皿としての現状に鑑み、契約保育時間ならびに待機児童要件を撤廃する。

◎現状

0～2 歳クラス年齢

税区分	契約保育時間	第 1 子	第 2 子以降
非課税世帯		月額上限 6.7 万	
課税世帯	待機児童かつ 月極 160 時間以上	所得に応じた補助 0～4 万	所得に応じた補助 2.7 万～6.7 万
	待機児童でない 月極 160 時間未満	補助対象外	月額上限 2.7 万

◎拡充後の区の補助額

第 1 子以降
月額上限 8 万

3～5 歳クラス年齢

税区分	契約保育時間	第 1 子	第 2 子以降
非課税世帯 ・ 課税世帯		月額上限 5.7 万	

第 1 子以降
月額上限 8 万（区単 0.3 万※）

※給食提供園に限る

(3) 未就園児の定期的な預かり事業にかかる利用料補助の拡充

【歳出 12,395 千円（歳入 12,387 千円 都補助 10/10、一部区単独あり）】

第2子以降の児童について、これまで日額上限 2,200 円としていた補助金額を第1子まで拡充し、上限 3,000 円に増額する。

◎現状

税区分	第1子	第2子以降
低所得世帯等	日額上限3,000円	
それ以外の世帯	補助対象外	日額上限2,200円

◎拡充後の区の補助額

第1子以降
日額上限3,000円
日額上限3,000円 (区単800円)

(4) 定期利用保育事業の保育料補助の拡充

【歳出 6,748 千円（歳入 4,116 千円 都補助 1/2・10/10、一部区単独）】

食材料費を除く月額上限 42,000 円としてきた 0～2 歳児クラスの住民税課税世帯の第2子以降の補助金額を第1子まで拡充するとともに、認可保育所等の待機児童が利用するという事業趣旨を鑑み、認可保育所等と同じ利用時間（1 1 時間以内）に対する保育料を上限に増額する。

◎現状

0～2歳クラス年齢

税区分	第1子	第2子以降
非課税世帯	月額上限 4.2万	
課税世帯	補助対象外	月額上限 4.2万

◎拡充後の区の補助額

第1子以降
月額上限 5万 (区単0.8万) ※

3～5歳クラス年齢

税区分	第何子でも可
非課税世帯・ 課税世帯	月額上限 3.7万

第1子以降
月額上限 4.1万 (区単0.4万) ◎

※1-2歳児クラス保育料：50,000円

◎3歳児クラス保育料：40,500円

(5) 私立幼稚園等の預かり保育料補助の拡充

【歳出 1,138 千円（歳入 1,138 千円 都補助 10/10）】

保育の必要性がある児童については、満3歳児がいる課税世帯の第2子以降を対象としていた預かり保育料の補助（月額上限 16,300 円）について、第1子まで拡充する。

◎現状

満3歳児

税区分	第1子	第2子以降
非課税世帯	月額上限 1.63万	
課税世帯	補助対象外	月額上限 1.63万

◎拡充後の区の補助額

税区分	第1子以降
非課税世帯・ 課税世帯	月額上限 1.63万

3. 給食費(副食費、主食費)の無償化

【副食費歳入▲55,584千円、歳出193,654千円(区単独)】

(1) 副食費

令和元年10月の幼児教育・保育無償化以降、認可保育所等の1・2号認定(3歳以上・教育・保育)の副食費について、区は利用者負担を基本としながらも、世帯の住民税所得割額に応じた免除を実施している。

この度の0～2歳児クラスの第1子保育料無償化は、都が国に先駆けて実施する少子化対策であることを踏まえ、保育料に含まれている副食費は利用者から徴収しないこととする。

これに伴い、3歳児クラス進級時に、利用者に新たな費用負担が生じないようにするため、1・2号認定(3歳以上・教育・保育)の副食費に関しても同様に無償化とし、利用者から直接副食費を徴収している私立保育所等に対しては、副食費相当分(公定価格の副食費徴収免除加算の単価目安)を運営費として支給する。

(2) 主食費

これまで、認可保育所等の2号認定(3歳以上・保育)の主食費は公費負担としており、1・2号認定(3歳以上・教育・保育)の副食費の無償化により、2号認定に関しては、世帯収入に関わらず給食の費用が無償化される。

1号認定(3歳以上・教育)のみ給食の提供にかかる利用者負担が生じる状況を避けるため、認定こども園及び給食を提供している新制度移行幼稚園の主食費について、主食費相当分(月3,000円目安)を運営費として支給する。

※認可外保育施設の3～5歳児クラスについて、給食費相当分を保育料補助に加算して支給する。

◎現状					◎拡充
認定	施設	主食費	副食費	副食費免除	主食費・副食費
2号認定	認可保育園の3歳以上、認定こども園の3歳以上・保育	公費負担	利用者負担 実費徴収	区民税額に応じた世帯や 多子の免除あり	公費負担
1号認定	認定こども園の3歳以上・教育 新制度に移行した私立幼稚園 (給食提供園に限る)	利用者負担 実費徴収			

4. 事業開始日 令和7年9月1日

5. 条例改正等について

第1子保育料無償化、給食費(副食費、主食費)の無償化に伴う条例改正の提案(「世田谷区保育料条例」「世田谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例」「世田谷区立認定こども園保育料条例」)は、令和7年第2回区議会定例会において行う。合わせて、必要な規則、要綱など関係規程の改正を行う。

6. 所要経費（令和7年度）

（1）歳出予算 1, 0 6 9, 2 3 1 千円

<内訳>

① 認可保育所等運営費（認定こども園・地域型保育事業分）	8 6, 1 1 5 千円
② 認可外保育施設利用者補助	7 5 5, 8 8 7 千円
③ 未就園児の定期的な預かり事業にかかる利用料免除対象者の拡充	1 2, 3 9 5 千円
④ 定期利用保育事業利用者補助	6, 7 4 8 千円
⑤ 私立幼稚園等の預かり保育料補助の拡充	1, 1 3 8 千円
⑥ 副食費等の無償化	1 9 3, 6 5 4 千円
⑦ システム改修等	1 3, 2 9 4 千円

（2）歳入予算 1, 2 5 4, 4 5 4 千円

<内訳>

① 保育料（保育料入所者負担金）	▲ 1, 3 2 6, 8 5 1 千円
② 認可保育所等補助	1, 9 9 0, 7 3 2 千円
③ 認可外保育施設利用者補助	6 1 5, 2 2 2 千円
④ 未就園児の定期的な預かり事業にかかる利用料免除対象者の拡充	1 2, 3 8 8 千円
⑤ 定期利用保育事業利用者補助	4, 1 1 6 千円
⑥ 私立幼稚園等の預かり保育料補助の拡充	1, 1 3 8 千円
⑦ 副食費等の無償化	▲ 5 5, 5 8 5 千円
⑧ システム改修等	1 3, 2 9 4 千円

7. 今後のスケジュール

令和7年5月 文教常任委員会

子ども・若者施策推進特別委員会

6月 令和7年第2回区議会定例会に条例改正案、補正予算案を提案予定
区民周知

9月 実施